

総社市告示第17号

総社市在宅介護激励金支給要綱（平成17年総社市告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>総社市障がい者在宅介護激励金支給要綱</u></p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、在宅の重度身体障がい者又は重度知的障がい者（以下「<u>重度身体障がい者等</u>」という。）を介護する者に対して、予算の範囲内において、総社市障がい者在宅介護激励金（以下「<u>激励金</u>」という。）を支給することにより、介護者の労苦を慰め激励し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>総社市在宅介護激励金支給要綱</u></p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、在宅の<u>寝たきり高齢者</u>、<u>認知症高齢者</u>、<u>重度身体障がい者</u>又は<u>重度知的障がい者</u>（以下「<u>寝たきり高齢者等</u>」という。）を介護する者に対して、予算の範囲内において、総社市在宅介護激励金（以下「<u>激励金</u>」という。）を支給することにより、介護者の労苦を慰め激励し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）寝たきり高齢者</u> 在宅で常時介護を必要とする状態が6箇月以上継続し、申請時に介護保険の要介護認定（以下「<u>要介護認定</u>」という。）</p>

改正後

改正前

- (1) 略  
 (2) 略  
 (3) 介護者 重度身体障がい者等を自宅で常時介護し、生計を一にする同居の者  
 (支給要件)

第3条 激励金は、介護者に支給する。ただし、重度身体障がい者等が次の各号のいずれかに該当する者の介護者には、支給しない。

- (1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、総社市重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付要綱（令和2年総社市告示第19号）第1条に規定するクーポン券の交付を受けている介護者は、支給対象としない。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、重度身体障がい者等1人につき、次の表のとおりとする。

介護者の区分	支給額
1 重度身体障がい者（1級）又は重度知的障がい者介護者	月額 2,500円
2 略	

2 激励金は、同一の重度身体障がい者等に対して、重複して支給しないものとする。

(支給の申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅介護激励金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の

において要介護4又は5と認定されている65歳以上の者  
 (2) 認知症高齢者 在宅で常時介護を必要とする状態が6箇月以上継続し、申請時に要介護認定において要介護3、4又は5と認定され、記憶障害、失見当等のある状態にある65歳以上の者

- (3) 略  
 (4) 略  
 (5) 介護者 寝たきり高齢者等を自宅で常時介護し、生計を一にする同居の者  
 (支給要件)

第3条 激励金は、介護者に支給する。ただし、寝たきり高齢者等が次の各号のいずれかに該当する者の介護者には、支給しない。

- (1)～(3) 略

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、寝たきり高齢者等1人につき、次の表のとおりとする。

介護者の区分	支給額
1 <u>寝たきり高齢者又は認知症高齢者介護者</u>	月額 3,500円
2 <u>重度身体障がい者（1級）又は重度知的障がい者介護者</u>	月額 2,500円
3 略	

2 激励金は、同一の寝たきり高齢者等に対して、重複して支給しないものとする。

(支給の申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅介護激励金支給申請書（様式第1号）に、要介護認定において要介護3と認定された認知症高齢者を介護している場合は医師の証明書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の

改正後	改正前
<p>有無を審査のうえ、支給の適否を決定し、在宅介護激励金支給決定通知書（様式第2号）又は在宅介護激励金支給却下通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>（申請事項の変更）</p> <p>第8条 激励金支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに在宅介護激励金受給資格等変更届（様式第4号）により市長に提出しなければならない。</p> <p>（現況届の提出）</p> <p>第9条 受給決定者は、毎年9月、在宅介護現況届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（激励金の返還）</p> <p>第10条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の全部若しくは一部を支給せず、その支給を停止し、又は支給した激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>重度身体障がい者等の介護を著しく怠っているとき。</u></p> <p>（台帳の整備）</p> <p>第11条 市長は、激励金の支給に関し、在宅介護激励金支給台帳を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。</p> <p><u>様式第1号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>有無を審査のうえ、支給の適否を決定し、在宅介護激励金支給決定通知書（様式第3号）又は在宅介護激励金支給却下通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>（申請事項の変更）</p> <p>第8条 激励金支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに在宅介護激励金受給資格等変更届（様式第5号）により市長に提出しなければならない。</p> <p>（現況届の提出）</p> <p>第9条 受給決定者は、毎年9月、在宅介護現況届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（激励金の返還）</p> <p>第10条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の全部若しくは一部を支給せず、その支給を停止し、又は支給した激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>寝たきり高齢者等の介護を著しく怠っているとき。</u></p> <p>（台帳の整備）</p> <p>第11条 市長は、激励金の支給に関し、在宅介護激励金支給台帳（様式第7号）を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。</p> <p><u>様式第1号（第6条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第6条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第7条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第5号（第8条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第5号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第9条関係）</u> 略  <u>様式第7号（第11条関係）</u> 略

附 則  
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者（介護者）

住所

氏名

印

職業

重度身体障がい者等との続柄

在宅介護激励金支給申請書

次のとおり在宅介護激励金の支給を受けたいので、申請します。

1 重度身体障がい者等の状況

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
区 分	重度身体障がい者 重度知的障がい者		
身障手帳 の有無	有（ 第 号） 無	障がいの等級	級
療育手帳 の有無	有（ 第 号） 無	知的障がいの程度	

2 在宅で介護を開始した年月 年 月

3 重度要介護者介護用品等引換クーポン券の交付を 受けている ・ 受けていない

※ どちらかに○を付けてください。

#### 4 介護の程度

食 事	<ol style="list-style-type: none"><li>1 自分でできる。</li><li>2 食べ物を細かくすれば自分でできる。</li><li>3 幼児程度に介助を要する。</li><li>4 全部介助を要する。</li></ol>
排 便	<ol style="list-style-type: none"><li>1 昼夜とも自分で便所にいける。</li><li>2 自分でできるが夜は便器を使う。</li><li>3 夜はおむつを使う。</li><li>4 常時おむつを使う。</li></ol>
入 浴	<ol style="list-style-type: none"><li>1 自分でできる。</li><li>2 幼児程度に介助を要する。</li><li>3 入浴できるが全部介助を要する。</li><li>4 清拭のみで入浴できない。</li></ol>

※ それぞれ該当するもの一つに○を付けてください。

上記の事項については、相違ありません。

年 月 日

民生委員 住所  
氏名

印

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



在宅介護激励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった在宅介護激励金については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

1 支給開始年月 年 月

2 支給決定月額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



在宅介護激励金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった在宅介護激励金については、次の理由により支給できないので通知します。

理由

（教示）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者（介護者）

住所

氏名

印

在宅介護激励金受給資格等変更届

次のとおり変更があったので、届け出ます。

1 変更項目  
変更前

変更後

2 変更年月日

年 月 日

在宅介護現況届

介護者	住 所		職 業	
	氏 名		続 柄	
重度身体 障がい者等	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
	区 分	重度身体障がい者 重度知的障がい者		
	障がいの程度	身障手帳1級 身障手帳2級 療育手帳A		

- \* 福祉施設等へ入所している。  
はい いいえ  
 施設名（ ） 入所年月日（ 年 月 日）
- \* 病院等へ入院している。  
はい いいえ  
 病院名等（ ） 入院年月日（ 年 月 日）
- \* 4月1日以降1か月以上継続して病院等へ入院していたことがある。  
はい いいえ  
 病院名等（ ） 入院年月日（ 年 月 日）  
 退院年月日（ 年 月 日）
- \* 重度要介護者介護用品等引換クーポン券の交付を受けている。  
はい いいえ
- \* 介護の状況 ① 食事介助 必要・少し必要・不要  
 ② 入浴介助 必要・少し必要・不要  
 ③ 排泄介助 必要・少し必要・不要  
 ④ その他介助が必要なこと（ ）